

いる。事務連絡は日本産婦人科医学会宛てで「不妊症・不育症患者や流産・死産を含む子どもを亡くした家族に対する情報提供等について」である。子どもを亡くした家族に関わる方々のグリーフケアおよび相談支援の手引きの活用を勧めている。周産期喪失を経験した女性・家族への支援は①本人の意識（支援の必要性の認識不足や心理的な抵抗感など）②支援に繋がるよう背中を押す環境（医療者や行政のグリーフケアへの理解など）③支援のアクセス・強化（身近に相談先がない、時間的困難、他機関との連携など）などの理解が必要である。特に人工妊娠中絶を経験した女性は手術前後で強い抑うつ、不安感があり強い支援体制を必要としているが、ためらい、諦め、情報不足などにより支援が繋がらない現状がある。

人工妊娠中絶を経験した女性と家族への情報提供リーフレットや流産・死産人工妊娠中絶を経験した女性等への支援の手引きを活用して心理社会的葛藤について理解し、十分な情報提供を行い、専門的な支援の必要性を判断し専門窓口につなげることが重要である。

### 3. 指定発言－行政の立場から（最近の母子保健行

#### 政の動き）

山本圭子（厚生労働省子ども家庭局母子保健課長）

以下の母子保健行政についての全般的なお話があった。①母体保護法の概要②人工妊娠中絶の件数・年次推移・実施率③人工妊娠中絶の妊娠週数別件数・割合の推移④都道府県別にみた妊娠満12週～15週の中絶件数割合⑤母体保護法第14条と第3条について：成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、第3条の但し書きの「未成年者」についても「20歳未満」から「18歳未満」を指すことになった⑥人工妊娠中絶等の安全性等について依頼文⑦旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律など：旧優生保護法に関連した資料や記録について保存期限を問わず当分の間破棄せず、保存を継続すること⑧子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究⑨母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会について⑩母子健康手帳の見直し方針について⑪令和4年度母子保健対策関係予算の概要：「女性健康支援センター」、「不妊専門相談センター」などを統合して「性と健康の相談センター事業」を創設。

北海道医師会 育児サポート事業のご案内

**病児・病後児の預り時に、  
ぜひご利用ください!**

北海道医師会が利用料金の一部を負担する、会員限定の利用券での支払いが可能です。



子育て中の医師の仕事と家庭を  
両立するためのサポートです。



お問い合わせ先

一般社団法人 北海道医師会 事業第三課

〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目 FAX 011-231-7272

TEL 011-231-7300 E-mail josei-dr-shien@m.douji.jp